

藤井寺市オフィシャルキャラクター「まなりくん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市及び藤井寺市オフィシャルキャラクター「まなりくん」を広くPRするため、藤井寺市オフィシャルキャラクター「まなりくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、次項に掲げる貸出対象者が企画又は実施するイベントにおいて適当と認められるものに着ぐるみを貸出することができる。

2 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住の者
- (2) 主たる活動拠点が市内に存在する団体
- (3) 市内に事業所又は営業所が存在する法人
- (4) その他市長が特に認めるもの

3 貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて7日以内とする。

4 着ぐるみの貸出しは、1対象者1月につき1回までとする。

5 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出しの申請)

第3条 貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、「まなりくん」着ぐるみ貸出届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、貸出しを希望する日の6ヶ月前から1ヶ月前までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、貸出しを希望する日の1ヶ月前までに他に貸出しの申請がない場合は、2週間前を期日として先着順に届出を受け付けるものとする。

(貸出しの不可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の届出を受理しないものとする。

- (1) 藤井寺市及び藤井寺市オフィシャルキャラクター「まなりくん」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものからの申請があったとき。

- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するものから申請があったとき。
- (7) 営利目的の活動に使用するとき。（公共性の高い民間企業等からの申請は除く。）
- (8) その他市長が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

（使用料）

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 届出書を提出した者（以下「届出者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 届出した用途のみに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの貸出しに伴う搬入及び搬出は、届出者が行うものとする。
- (7) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用の差止め）

第7条 市長は、届出者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱の規定に違反したときは、その届出を取り消すとともに、以後の貸出しは行わない。

2 市長は、前項の処分によって届出者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第8条 届出者が着ぐるみを破損又は著しく汚損した場合は、速やかに藤井寺市に申し出、当該届出者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（市の免責）

第9条 着ぐるみの貸出しにより、届出者が被った被害及び届出者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。